各　　位

2013年５月10日

会 社 名　日本ケミカルリサーチ株式会社
代表者名　取締役会長兼社長　　芦田　信
（東証・大証各２部　コード番号4552）
問合せ先　管理本部　総務部長　三浦　祐一
（ＴＥＬ　0797-32-8591）

執行役員・従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2013年５月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員・従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案について、2013年６月19日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

１．執行役員・従業員に対し新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とする。

２．新株予約権割当の内容及び数の上限

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の執行役員５名、従業員48名

(2) 新株予約権の総数

237個を上限とする。（新株予約権１個あたりの目的となる株式数は100株とする。ただし、(3)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式　23,700株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

１株当たりの行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引

の成立していない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とする。

ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、本新株予約権発行後、次の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

① 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合（いずれも新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整による１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③ 当社が、他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で払込金額を調整することができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

2015年７月１日から2020年６月30日までとする。なお、新株予約権の行使の条件または当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6) 権利行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額と、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても当社の執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由によりこれらの地位を失った場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新

株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。

③ 新株予約権の質入れ、その他の処分を認めない。

④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象執行役員および従業員との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由

① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に(7)新株予約権の行使の条件に該当しなくなったために新株予約権が行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において本新株予約権が保有する本新株予約権に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を割当するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前の時点において本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記(4)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記(5)に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める期間の満了日までとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使の条件および取得事由

新株予約権の行使の条件および取得事由は、上記(7)および(8)の定めに準じて決

定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(12) その他

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以　上